

2025年6月26日

変更理由書

一般社団法人 日本音楽著作権協会

管理委託契約約款を変更する理由は、以下のとおりです。

1 変更の内容

業務用音楽配信使用料（＊1）の分配に係る管理手数料届出料率（＊2）を定めるため、別表第3の「使用料の区分」の中に「業務用音楽配信」を新設し、その管理手数料届出料率を10%とします。これは、利用形態として類似する「インターラクティブ配信」の管理手数料届出料率と同じ率です。

* 1 業務用音楽配信使用料は、飲食店、美容室などの店舗向けにBGM用の音楽を配信する事業者にお支払いいただく使用料で、2025年3月5日の理事会決議によって使用料規程に新設し、同月24日に文化庁長官に届出を行った規定に基づいて徴収・分配を行うものです。

* 2 管理手数料届出料率は、使用料の分配の際に当協会が收受することのできる管理手数料の上限を画するもので、管理委託契約約款の別表第3に定めています。

(補足) この届出料率の範囲内で、理事会において、実施料率（管理手数料の額を実際に計算する際に適用する料率）を定めています。業務用音楽配信使用料の分配に適用する実施料率は、後日、理事会で定めることとなります。

2 施行期日（附則）

施行期日は、2025年12月1日とし、2025年12月分配期から適用します。